

○大和郡山市雨水簡易貯留槽購入補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、雨水簡易貯留槽(以下「雨水タンク」という。)を購入しようとする者に対し、予算の範囲内において市がその費用の一部を補助することにより、雨水タンクの設置促進を促し、都市型水害の抑制及び雨水の再利用に対する市民意識の高揚に資することを目的とする。

(補助対象貯留槽)

第 2 条 補助金の対象となる雨水タンクとは、雨水を集積する容器で、かつ、**100リットル**以上の容量を有し、市長が認めたものをいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を備えなければならない。(様式第 7 号)

- (1) 市内に住所を有し、かつ市内に雨水タンクを設置する者(以下「設置者」という。)
 - (2) 設置した雨水タンクを常に良好に維持管理できる者
 - (3) もっぱら設置者の利用に供する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金を交付しない。
- (1) 国、地方公共団体及び地方財政再建促進特別措置法(昭和 30 年法律第 195 号)第 24 条第 2 項に規定する公団等が設置者である場合
 - (2) 次条第 2 項の要件を満たさない者
 - (3) 市税、下水道使用料又は下水道受益者負担金を滞納している者
 - (4) 市長が任命した検査員によって、適宜行われる立入検査を拒否する者

(補助金額等)

第 4 条 補助金額は、一基につき購入価格の 2 分の 1(雨水タンクの価格×1/2)以下とし、45,000 円を限度額とする。

- 2 補助の範囲は、1 世帯について 2 基までとし、耐用年数は 1 基につき 7 年とする。
- 3 雨水タンク補助金額算定について、補助金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 4 雨水タンクの価格とは、本体価格(市長が認めた付属品を含む。)と請負工事費を合計したものをいう。ただし、領収書、工事請負契約書等により内訳を明確にしなければならない。また、税相当額は、補助対象額とはしない。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事前に大和郡山市雨水簡易貯留槽購入費補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 領収書(原本)及び前条の規定による内訳を明確にできるもの
- (4) 設置後の写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定により補助金の申請を受けたときは、速やかに内容の審査を行い、大和郡山市雨水簡易貯留槽購入費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)又は却下通知書(様式第 3 号)により申請者に適否を通知するものとする。

2 市長は、補助金交付決定をする場合において必要があると認めるときは、必要な範囲内で条件を付することができる。

(設置工事の変更又は廃止)

第 7 条 補助金の交付決定を受けた者が補助事業の計画内容を変更しようとするときは、変更承認申請書(様式第 4 号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、所定の補助金変更通知書(様式第 5 号)により、申請者に通知するものとする。

3 雨水タンクを廃止しようとするものは、廃止届(様式第 6 号)を市長に提出するものとする。ただし、耐用年数を経過した雨水タンクについては、これを除外する。

(補助金額の支払等)

第 8 条 第 6 条の規定により確定通知書を交付された申請者は、所定の請求書とともに、雨水簡易貯留施設の管理に関する協定書(様式第 8 号。以下「協定書」という。)2 通に署名押印して市長に提出し、補助金の請求をするものとする。

2 市長は、協定書の提出を受けたときは、これに記名押印し、その 1 通を申請者に返送するものとし、第 6 条の規定に基づき決定された補助金の支払いを行うものとする。

(補助金の返還)

第 9 条 耐用年数を経過せず雨水タンクを廃止しようとする者は、天災その他不可抗力及び申請者の責めに帰さない場合を除くほかは、補助金を返還するものとする。

2 市長は、偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた者があったときは、補助金の全部又は一部を申請者に返還させることができる。

(申請者の義務)

第 10 条 この要綱により協定書を締結した者は、協定書の内容を遵守しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。